

令和4年4月15日

保護者の皆様へ

喜多方高等学校長

新型コロナウイルス感染拡大に伴う本校の対応について（お知らせ）

日頃より本校教育活動にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

昨日、県コロナ対策本部より感染拡大防止重点対策が令和4年5月15日（日）まで延長されることが示されました。また、これに伴い、「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準“レベル2”の対応を同日まで継続することになりましたのでお知らせいたします。

つきましては、感染拡大に伴う「本校の行動基準」及び「校内で生徒・教職員に陽性者が発生した場合の対応」について改めてお示ししますので、ご確認をお願いします。

なお、日常生活における感染対策につきましても、より一層の徹底が求められていますので、ご家庭におかれましてもご協力いただきますようお願い申し上げます。

記

<本校の行動基準について>

- 1 対象期間 令和4年4月15日（金）から令和4年5月15日（日）まで
- 2 教育活動全般について
  - (1) 検温、マスク着用、手洗い、換気を徹底します。
  - (2) リスクの高い活動場面を作らないように工夫して教育活動を行います。
  - (3) 昼食時の感染対策を徹底します。
  - (4) 生徒の健康観察を徹底します。
  - (5) 宿泊を伴う学校行事は可能な限り感染症対策を行った上で実施可能とします。
  - (6) 感染者、濃厚接触者への偏見が生じないようにします。
- 3 部活動について
  - (1) 宿泊を伴う合宿や遠征は行いません。
  - (2) 他校との練習試合や合同練習会、及び外部団体との交流は、可能な限り感染症対策を行った上で実施可能とします。
  - (3) 各種大会への参加は可能とします。また、県大会以上の上位大会の出場においては、必要に応じて宿泊することを可能とします。

<校内で生徒・教職員に陽性者が発生した場合の対応について>

- (1) 学校が校内の濃厚接触者の確認を行うことになりました。なお、同居家族に陽性者が発生した場合は、引き続き保健所が濃厚接触者を特定し、対応することになります。
- (2) 濃厚接触者となった場合は、陽性者と最後に接触があった日の次の日を1日目として7日間の自宅待機となります。

<その他>

- (1) 感染拡大地域はもとより、都道府県をまたぐ往来は控えてください。ただし、進路に係る活動などやむを得ない事情による場合は、往来後2週間の健康観察を徹底してください。
- (2) お子様に風邪等の症状が見られる場合やご家族に発熱された方がいらっしゃる場合は、無理に登校せずその旨をお知らせください。
- (3) ご心配なことがある場合には学校までご相談ください。また、お子様やご家族がPCR検査等を実施された場合はご一報くださいますようお願いいたします。

（事務担当 教頭 電話0241-22-0174）